

記者発表 <del>(発表)</del> ・資料配布				
月/日(曜)	担当課(室)係名	TEL	発表者(担当係長名)	その他の発表・配付先
10/27 (月)	企画県民部 市町振興課財政係	内線 2502	田中(良)市町振興課長 (田中(孝)課長補佐兼財政係長)	

平成19年度  
県内市町決算見込  
(普通会計)

平成20年10月27日  
企画県民部企画財政局市町振興課

# 兵庫県内市町の平成19年度決算見込（普通会計）

## <ポイント>

1 決算規模：歳入2兆2,194億円(1.4%減)、歳出2兆1,824億円(0.8%減)  
歳入・歳出とも前年度より減少（3年連続）。

## 2 決算収支

(1) 実質収支：225億円の黒字（256億円の黒字）

41市町すべてで黒字を確保。

(2) 実質単年度収支：23億円の赤字（77億円の黒字）

41市町のうち26市町で赤字（18市町/41市町中）。（赤字団体が前年度より8団体増加）

## 3 歳入

### (1) 地方税

三位一体の改革による税源移譲や定率減税廃止による市町村民税所得割の増加（421億円増）や、神戸市・阪神～東・中播磨地域等を中心とした家屋の新增築による固定資産税の増加（61億円）もあり、地方税全体では3年連続で増加（5.5%増、481億円増）。

### (2) 地方交付税（臨財債含む）

収入面では定率減税等に伴う市町村民税の増や18年度の好調な税収を踏まえ法人税割の税収増が見込まれたこと、需要面では都市部を中心とした態容補正の見直しがあったこと等もあり4年連続で減少（10.7%減、406億円減）。

### (3) 地方譲与税・交付金等

所得税から個人住民税への税源移譲に伴う所得譲与税の廃止による減（343億円減）恒久的な減税に伴う地方税減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金の廃止に伴う減により、全体では32.9%減、558億円減。

（1）・（2）・（3）により、一般財源総額は3.4%減、483億円減。

### (4) 国庫・県支出金

国庫支出金は、障害者自立支援給付費等負担金の増や3歳未満の第1・2子に対する乳幼児加算の拡充に伴う児童手当交付金の増等に伴い、2.8%増、62億円増。

県支出金は、16年台風災害に係る復旧事業終了に伴う減はあるものの、国庫支出金と同様に障害者自立支援給付費等負担金や児童手当交付金の増等から3.8%増、34億円増。

### (5) 地方債

普通建設事業費の減少等により、3年連続で減少（6.3%減、79億円減）。

## 4 歳出

### (1) 義務的経費

#### 人件費

団塊世代の退職等により退職金は増加（14.2%増、62億円増）しているものの、給料及び各種手当の見直しや職員数の削減（1,111人）による職員給の減により、人件費総額では8年連続で減少（1.0%減、45億円減）。

## 扶助費

児童手当の拡充等による児童福祉費の増、障害者自立支援給付等の増による社会福祉費の増等から、扶助費全体では4.7%増、155億円増。

## 公債費

阪神・淡路大震災の災害対策債等（8年度借入分）の償還終了による減（75億円）や18年度における繰上償還実施等による地域総合整備事業債の償還の進捗（62億円）等により、4.6%減、167億円減。

上記～により義務的経費は3年連続で減少（0.5%減、57億円減）。

歳出合計に占める割合は、義務的経費の減少率を上回る歳出規模の減少により52.0%（過去最高）となり、8年連続で過去最高。

## (2) 投資的経費

普通建設事業費（単独事業費）の減（10.4%減、167億円減）、16年度台風災害に係る復旧事業の終了による災害復旧事業費の減（76.6%減、67億円減）により、11年連続で減少（7.6%減、211億円減）。

歳出合計に占める割合は、11.8%（過去最低）となり、9年連続で過去最低。

現在と同様の歳出区分での統計を開始した昭和35年度以降

## 5 財政指標等

### (1) 経常収支比率：95.3%（93.1%）

歳出では、行財政改革による人件費の減や公債費等の減により経常経費充当一般財源（202億円）が減少したものの、歳入では税源移譲等による地方税の増を上回る地方交付税や地方特例交付金の減等もあり、経常一般財源等が大きく減少（522億円）したことから、県平均の比率は2.2ポイント悪化し、95%以上は5団体増加の16団体となった。

### (2) 基金残高：3,241億円（末3,196億円）

合併特例債による地域振興基金の積立等により2年連続で増加。

### (3) 地方債残高：3兆2,296億円（末3兆3,438億円）

臨時財政対策債の増はあるものの、建設地方債の発行抑制もあり、全体では3.4%の減（震災前の1.6倍程度）。

### (4) 健全化判断比率

#### 実質赤字比率

実質赤字が生じる団体はなし。

#### 連結実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなし。（赤字団体：高砂市 7.45%）

#### 実質公債費比率

県内市町平均は14.6%となり、18.0%以上の団体は、昨年度に比して6団体少ない13団体。

また、香美町が27.4%で早期健全化基準25.0%を超過。

#### 将来負担比率

県内市町平均は155.3%であり、淡路市が371.0%で早期健全化基準350.0%を超過。

### (5) 資金不足比率

高砂市、香美町、西宮市の各病院事業会計等が経営健全化基準20.0%を超過。

# 1 決算の特徴

## (1) 決算規模

歳出決算規模は、0.8%減と前年度を下回っている。

このことは、扶助費は増加したものの、人件費や公債費が減少したとともに、投資的経費も大規模事業の終了や平成16年度台風災害に係る復旧事業の終了に伴い大幅な減となったことが主な要因である。

歳入決算規模：2兆2,194億円（1.4%減、322億円減）

歳出決算規模：2兆1,824億円（0.8%減、184億円減）

（歳入・歳出ともに3年連続で減少）

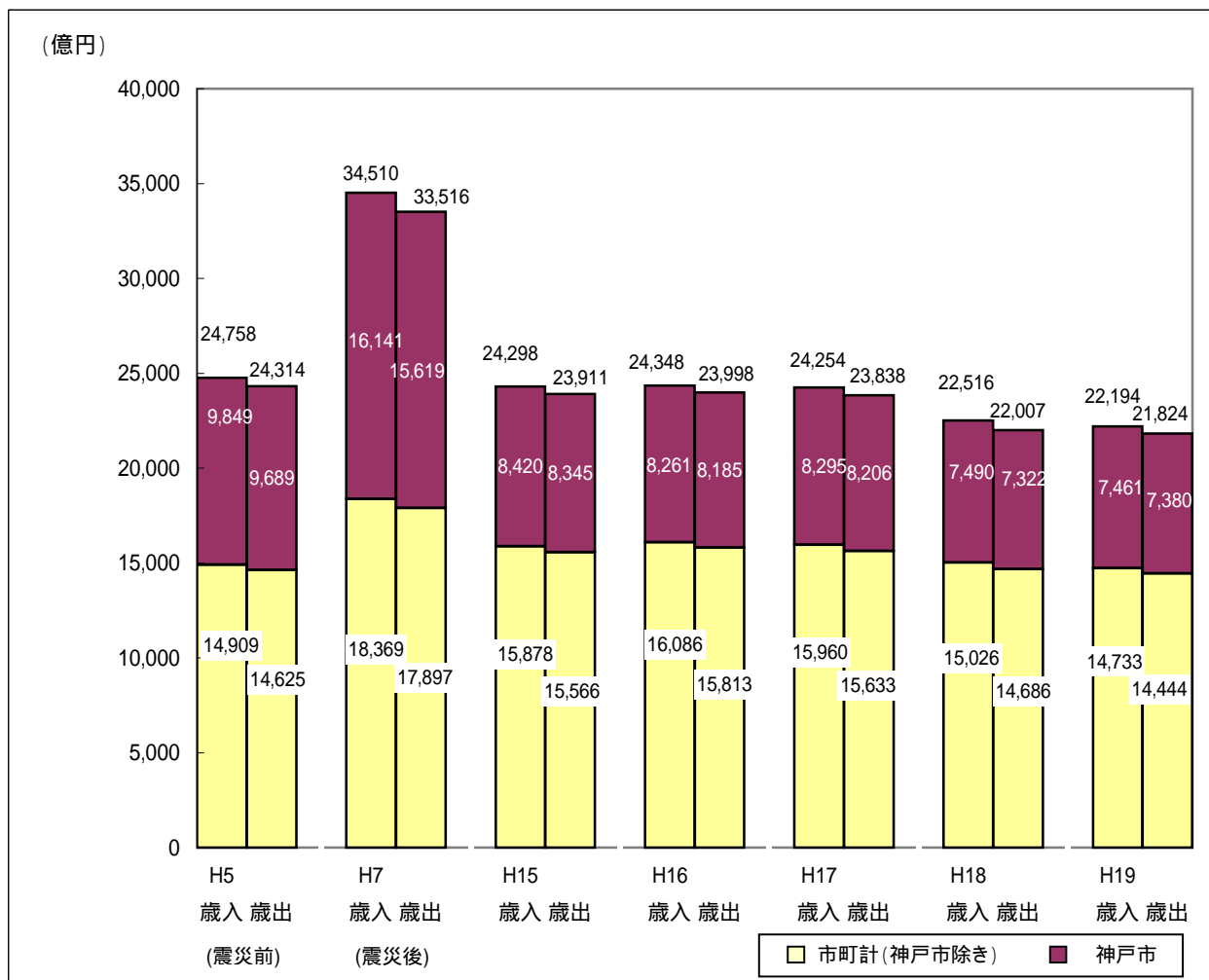
### 【決算規模の状況】

（単位：百万円、%）

区分	平成19年度				平成18年度	
	歳入		歳出		歳入	歳出
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	決算額
県計（29市12町）	2,219,422	1.4	2,182,362	0.8	2,251,620	2,200,738
神戸市	746,090	0.4	738,002	0.8	748,993	732,165
都市	1,360,045	1.7	1,334,494	1.4	1,383,927	1,353,422
町	113,287	4.6	109,865	4.6	118,701	115,151

（注）各欄毎に単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある。（以下同じ。）

### 【決算規模の推移】



（注）平成7年度・17年度は、歳入・歳出とも、神戸市の阪神・淡路大震災復興基金への償還費等を除いた額。

【歳出決算規模】

増加率の高い団体

(単位：%)

団体名	増減率	主な原因
上郡町	22.6 (+15.9億円)	上郡中学校建設等工事による増 (+665百万円) 公営住宅建設事業の増 (+377百万円)
加東市	11.9 (+18.8億円)	有線テレビ施設整備による増 (+1,295百万円)
三木市	9.2 (+24.9億円)	消防庁舎建設による増 (+1,259百万円) 中学校改修による増 (+314百万円)
西脇市	8.8 (+14.4億円)	防災行政無線整備による増 (+675百万円) 新基幹系システム導入による増 (+270百万円)
加西市	5.9 (+10.3億円)	下水道事業等への補助費等増 (+256百万円) 扶助費(児童福祉費等)の増 (+222百万円)
多可町	3.6 (+4.2億円)	防災行政無線整備事業による増 (+259百万円) 新山村振興農林漁業対策による増 (+230百万円)

減少率の高い団体

(単位：%)

団体名	増減率	主な原因
香美町	17.1 (-25.3億円)	庁舎建設の完成 (H18 H19 1,172百万円) 特別養護老人ホーム整備負担金の 終了 (H18 H19 540百万円)
三田市	17.0 (-66.1億円)	総合文化センター整備事業の減 (H18 H19 5,112百万円) 街路(高次線)整備事業の減 (H18 H19 1,095百万円)
朝来市	16.5 (-38.8億円)	積立金(地域振興基金)の減 (H18のみ 2,358百万円) 地総債繰上償還に伴う公債費の減 (H18のみ 1,062百万円)
淡路市	15.5 (-49.8億円)	災害復旧事業(台風23号関連)事業 終了(H18 H19 3,335百万円) まちづくり交付金事業(大谷・生穂 新島地区)事業の減 (H18 H19 704百万円)
養父市	12.9 (-27.0億円)	八鹿病院建設負担金の減 (H18 H19 1,011百万円) 関宮第一保育園移転建設の完成 (H18のみ 316百万円)
神河町	12.6 (-11.0億円)	大河内中学校体育館改築の完成 (H18 H19 286百万円) 地域交流センター整備事業の完成 (H18 H19 158百万円)

(2) 決算収支の状況

【決算収支の状況】

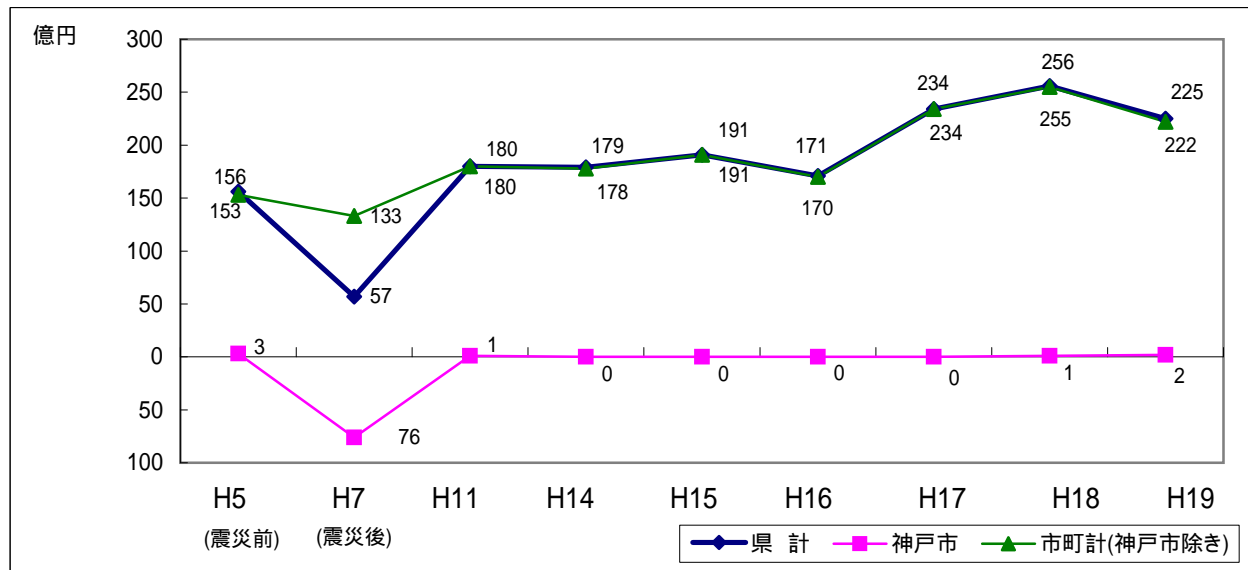
実質収支：225億円の黒字(平成18年度：256億円の黒字)

実質単年度収支：23億円の赤字(平成18年度：77億円の黒字)

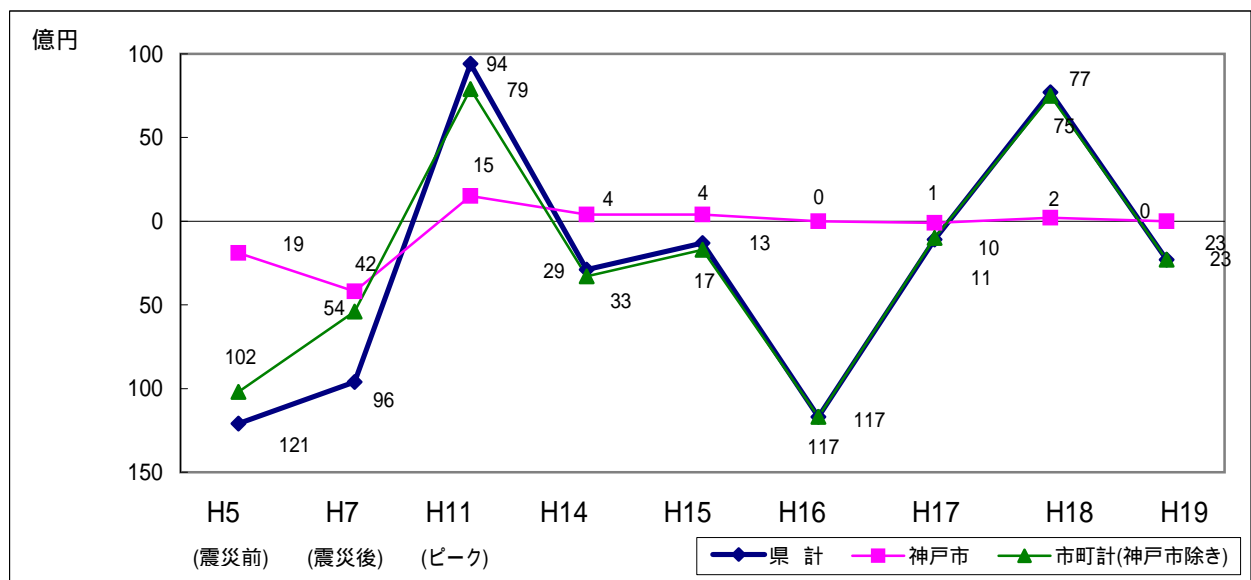
(単位：百万円)

区 分	19年度	18年度
歳入総額 A	2,219,422	2,251,620
歳出総額 B	2,182,362	2,200,738
形式収支 C = (A - B)	37,061	50,882
翌年度繰越財源 D	14,593	25,257
実質収支 E = (C - D)	22,468	25,626
単年度収支 F	3,158	2,128
財政調整基金積立金 G	9,589	8,757
繰上償還金 H	3,992	5,325
財政調整基金取崩額 I	12,729	8,478
実質単年度収支 (F + G + H - I)	2,305	7,732

### 【実質収支の推移】



### 【実質単年度収支の推移】



### 【赤字団体数の推移】

実質収支は、前年度に引き続き41団体全てで黒字が確保された。  
 実質単年度収支の赤字団体は、26団体となり、前年度より8団体増加した。

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実質収支	(3/88団体中)	(8/77団体中)	0	0	0
実質単年度収支	48/88団体中	50/77団体中	22/41団体中	18/41団体中	26/41団体中

実質収支の( )は、合併に伴う打ち切り決算による形式上の赤字団体。

## 2 歳入の状況

税源移譲に伴う市町村民税所得割の増、固定資産税の増等により地方税は増加したものの、所得譲与税の廃止や減税補てん特例交付金の廃止による地方譲与税等の減、地方交付税の減により、一般財源は483億円の減、3.4%減となっている。

また、財政調整基金等の取崩しや土地売却に伴う公営企業会計からの繰入の増等に伴い、繰入金は32.9%の増となっている。

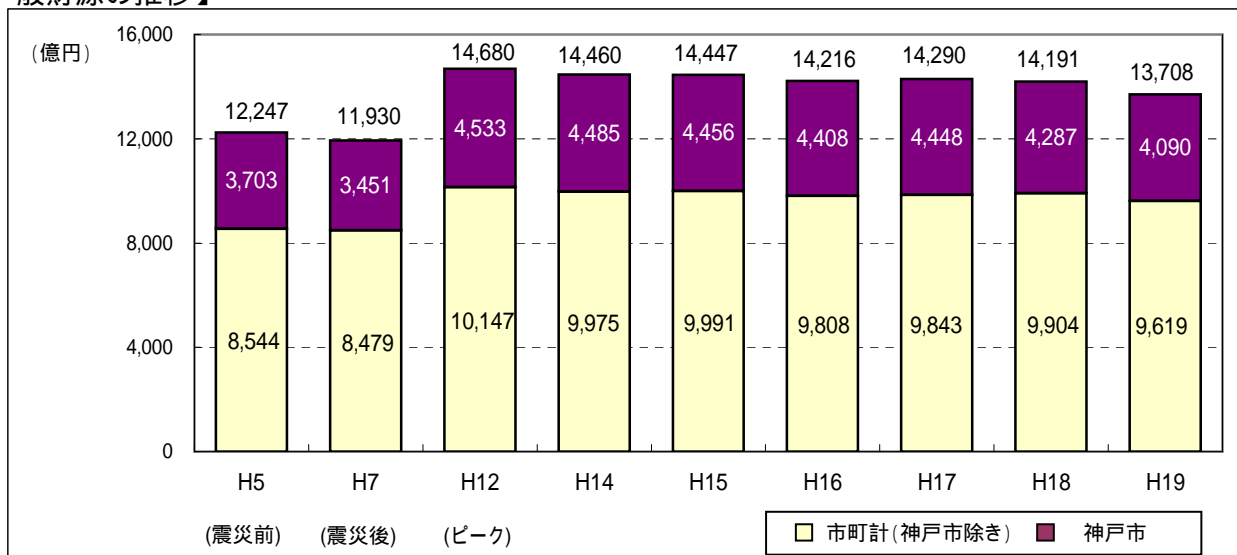
### 【歳入の内訳】

(単位：百万円、%)

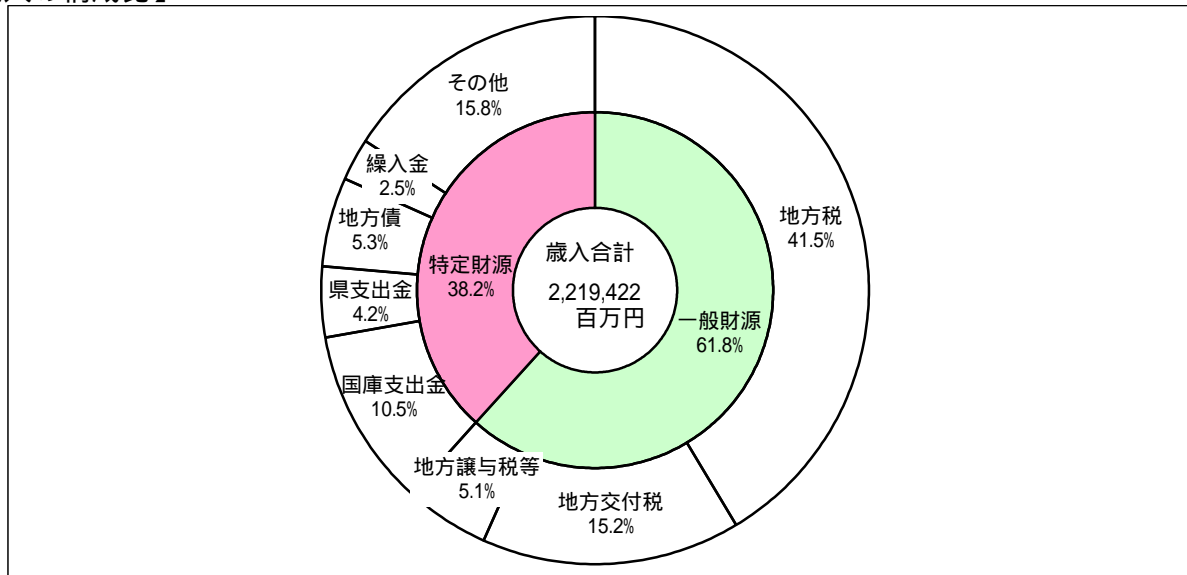
区 分	平成19年度		平成18年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	地財伸び率
	a	構成比	b	構成比			
1 地方税	920,123	41.5	872,029	38.7	48,093	5.5	10.5
2 地方交付税	337,165	15.2	377,748	16.8	40,583	10.7	5.2
3 地方譲与税等	113,560	5.1	169,358	7.5	55,798	32.9	-
4 国庫支出金	232,414	10.5	226,180	10.0	6,234	2.8	0.3
5 県支出金	93,815	4.2	90,410	4.0	3,405	3.8	-
6 地方債	117,399	5.3	125,335	5.6	7,936	6.3	11.2
7 繰入金	55,137	2.5	41,478	1.8	13,660	32.9	-
8 その他	349,809	15.8	349,083	15.5	726	0.2	-
歳入合計	2,219,422	100.0	2,251,620	100.0	32,198	1.4	0.0
一般財源(1~3)	1,370,847	61.8	1,419,135	63.0	48,288	3.4	0.9
特定財源(4~8)	848,575	38.2	832,485	37.0	16,089	1.9	2.2

地方交付税には臨時財政対策債を含み、また、地方債は臨時財政対策債を除いた額(以下同じ)。

### 【一般財源の推移】



【歳入の構成比】



(1) 地方税

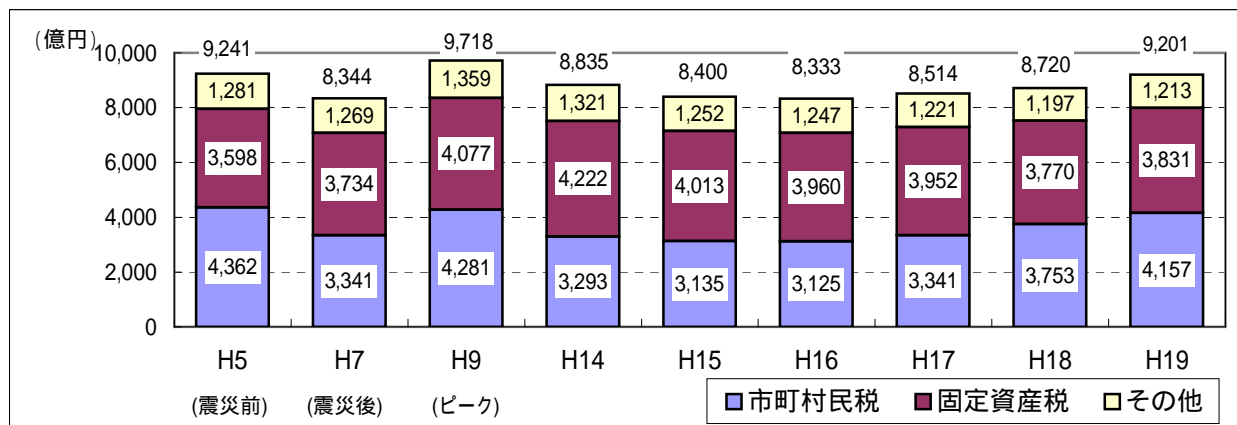
地方税は、3年連続で増加し5.5%増、481億円増となり、9,201億円となった。これは、税源移譲や定率減税の廃止により、市町村民税所得割が15.4%増となったこと、神戸市・阪神～東・中播磨地域等を中心とした家屋の新增築により固定資産税（家屋）が4.2%増となったこと等による。

【地方税の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100	地財伸び率
	a	構成比	b	構成比			
市町村民税	415,720	45.2	375,289	43.0	40,431	10.8	22.1
うち所得割	316,208	34.4	274,086	31.4	42,122	15.4	21.3
うち法人税割	76,291	8.3	78,480	9.0	2,189	2.8	30.9
固定資産税	383,061	41.6	377,009	43.2	6,052	1.6	2.2
土地	148,145	16.1	149,709	17.2	1,565	1.0	0.8
家屋	160,376	17.4	153,901	17.6	6,475	4.2	3.4
償却資産	70,220	7.6	68,872	7.9	1,347	2.0	2.8
その他の税	121,342	13.2	119,732	13.7	1,610	1.3	0.1
うち事業所税	15,695	1.7	15,264	1.8	431	2.8	1.1
うち都市計画税	64,951	7.1	64,021	7.3	929	1.5	0.8
計	920,123	100.0	872,029	100.0	48,093	5.5	10.5

【地方税の内訳の推移】





## (2) 地方交付税

臨時財政対策債を含む地方交付税は、4年連続で減少し、10.7%減、406億円減の3,372億円となった。

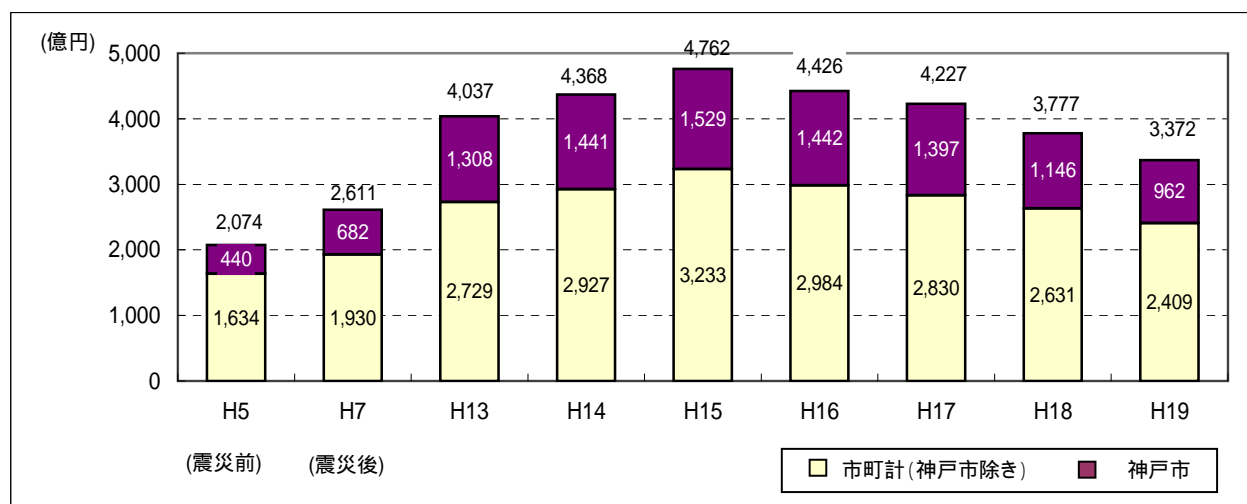
これは、基準財政収入額では定率減税の廃止等に伴う市町村民税所得割の増や18年度的好調な税収を踏まえ法人税割の税収増が見込まれたこと、基準財政需要額では都市部を中心とした態容補正の見直し等もあり、前年度より減少したものである。

### 【地方交付税の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	地財伸び率
普通交付税	256,519	289,726	33,207	11.5	4.4
臨時財政対策債	51,870	57,108	5,238	9.2	9.5
小 計	308,389	346,834	38,445	11.1	5.2
特別交付税	28,776	30,914	2,138	6.9	4.4
合 計	337,165	377,748	40,583	10.7	5.2

### 【地方交付税の推移】



平成13～19年度は、臨時財政対策債を含めた額。

## (3) 地方譲与税・交付金等

所得税から個人住民税への税源移譲に伴う所得譲与税の廃止による減(343億円)、恒久的な減税に伴う地方税減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金の廃止に伴う減により、全体では32.9%減、558億円減の1,136億円となった。

### 【地方譲与税・交付金等の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
地方譲与税・交付金等	113,560	100.0	169,358	100.0	55,798	32.9
地方譲与税	21,034	18.5	55,448	32.7	34,415	62.1
各種交付金	86,538	76.2	90,132	53.2	3,595	4.0
うち利子割交付金	4,505	4.0	3,487	2.1	1,018	29.2
うち株式等譲渡所得割交付金	3,643	3.2	4,365	2.6	722	16.6
うち自動車取得税交付金	10,851	9.6	14,935	8.8	4,084	27.3
うち地方消費税交付金	51,586	45.4	52,315	30.9	729	1.4
地方特例交付金等	5,988	5.3	23,777	14.0	17,789	74.8

#### (4) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金は、障害者自立支援給付費等負担金の増や3歳未満の第1・2子に対する乳幼児加算の拡充に伴う児童手当交付金の増等により、2.8%増、62億円増の2,324億円となった。

県支出金は、平成16年台風災害等の復旧事業の終了による災害復旧事業費の減があるものの、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費負担金・児童手当交付金等の増の影響が大きく、3.8%増、34億円増の938億円となった。

#### 【国庫支出金、県支出金の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	地財伸び率
国庫支出金	232,414	226,180	6,234	2.8	0.3
普通建設事業費支出金	43,482	43,530	48	0.1	4.9
生活保護費負担金	101,440	102,957	1,517	1.5	3.1
災害復旧事業費支出金	368	1,644	1,275	77.6	3.0
その他支出金	87,123	78,049	9,074	11.6	3.5
県支出金	93,815	90,410	3,405	3.8	-
普通建設事業費支出金	6,296	7,687	1,392	18.1	-
災害復旧事業費支出金	1,121	5,906	4,784	81.0	-
その他支出金	86,398	76,817	9,581	12.5	-

#### (5) 地方債

臨時財政対策債を除く地方債発行額は前年度より減少し、6.3%減、79億円減の1,174億円となった。

また、減税補てん債や減収補てん債、退職手当債、災害復旧事業債を除いた地方債発行額は普通建設事業費の減が大きく影響し、9.6%減、112億円減の1,046億円となった。

なお、地方債現在高は、臨時財政対策債等の増はあるものの、建設地方債の発行抑制が大きく影響し、ピーク時の平成11年度4兆503億円から徐々に減少しており、3兆2,296億円(ピーク時の約80%)となっている。

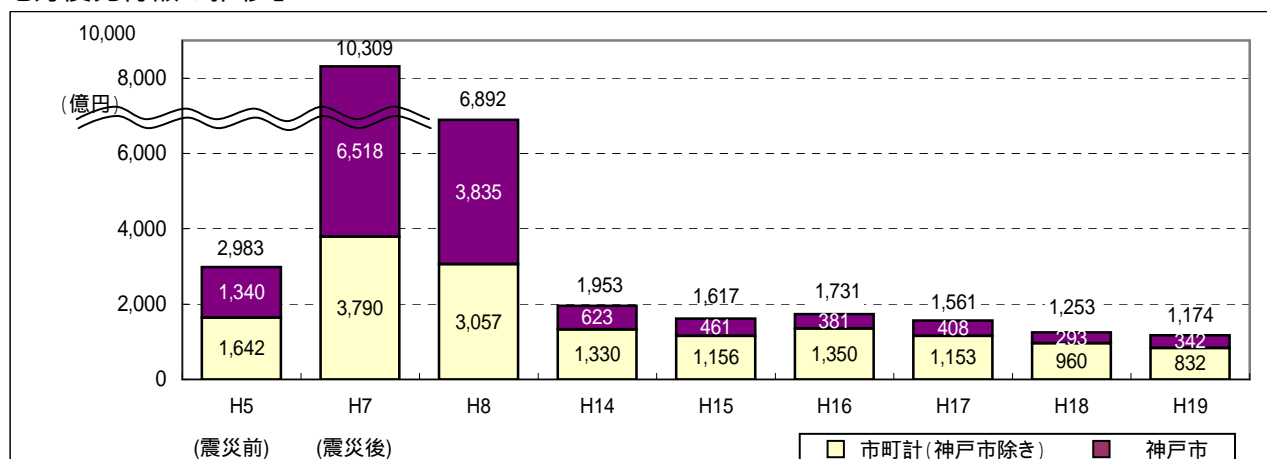
#### 【地方債の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100	地財伸び率
地 方 債 A	117,399	125,335	7,936	6.3	11.2
減 税 補 て ん 債 B	0	8,536	皆減	皆減	-
減 収 補 て ん 債 C	3,120	0	皆増	皆増	-
退 職 手 当 債 D	9,500	600	8,900	1,483.3	126.9
災 害 復 旧 事 業 債 E	182	431	249	57.7	4.2
地 方 債 A-B-C-D-E	104,597	115,768	11,171	9.6	10.7

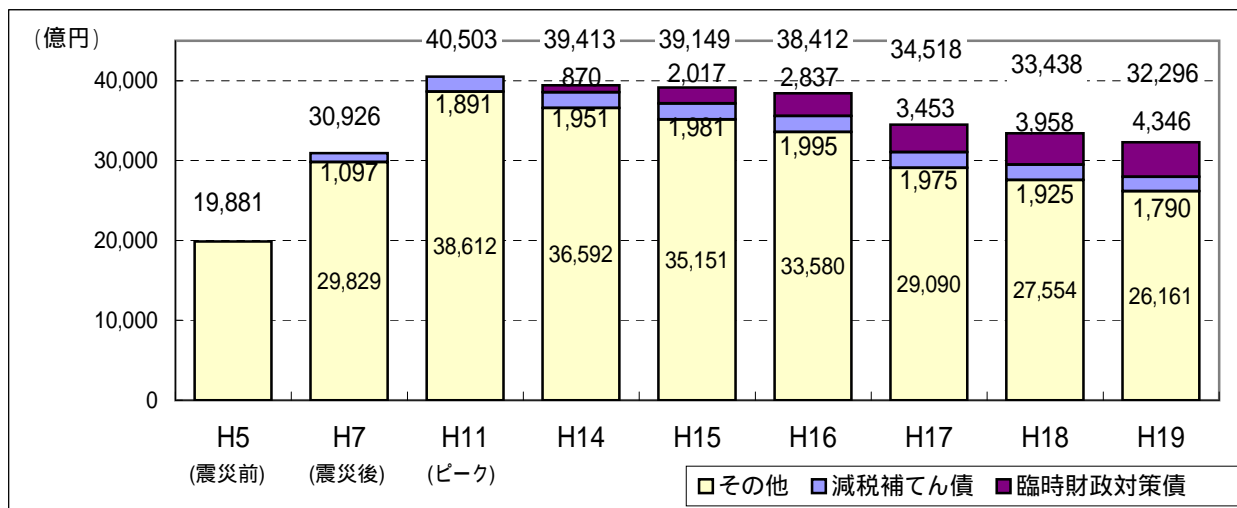
臨時財政対策債を除く。

#### 【地方債発行額の推移】



平成14～19年度は、臨時財政対策債発行額を除いた額。

【地方債残高の推移】



(6) 繰入金

繰入金は、年度間の財政調整のための財政調整基金の取崩や起債の償還財源としての減債基金からの繰入の増、公営企業会計からの繰入等により、全体で32.9%増、137億円増の551億円となった。

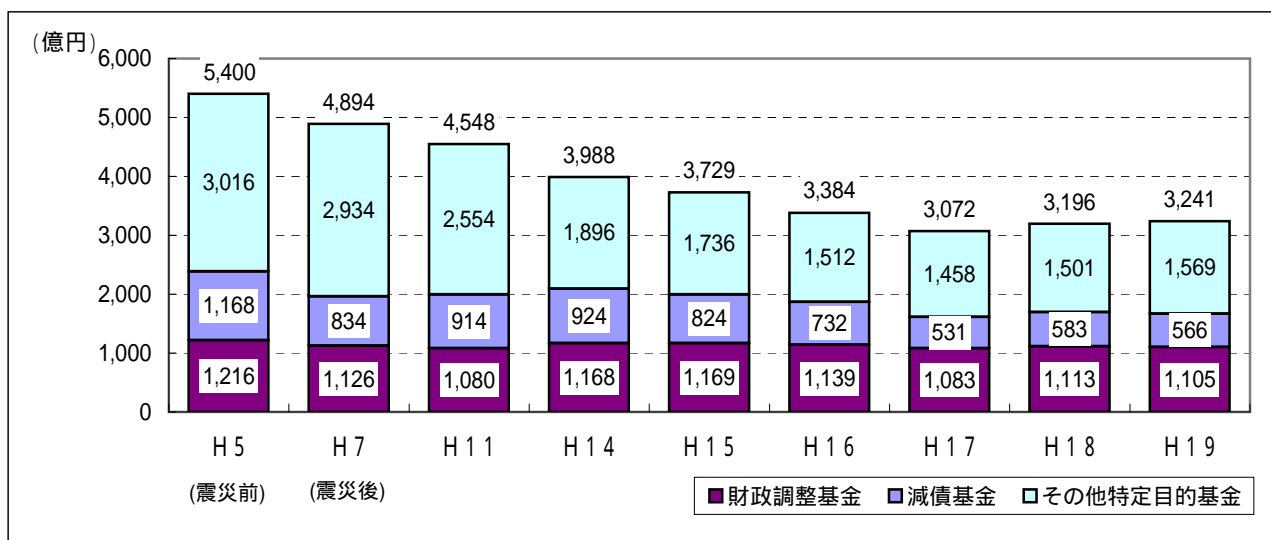
なお、基金残高は、合併特例債による地域振興基金の積立等により、その他特目基金が増加し、基金全体では2年連続の増となり3,241億円となったものの、震災前の平成5年度末(5,400億円)の6割の水準にとどまっている。

【繰入金(基金取崩額)の内訳】

(単位：百万円、%)

区分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
繰入金	55,137	41,478	13,660	32.9
基金取崩額	34,202	29,010	5,192	17.9
財政調整基金	12,729	8,478	4,251	50.1
減債基金	9,206	7,130	2,076	29.1
その他特定目的基金	12,267	13,402	1,135	8.5
他会計繰入金等	20,936	12,468	8,468	67.9

【基金残高の内訳の推移】



### 3 歳出の状況

扶助費は増加したものの、人件費や公債費が減少するとともに、投資的経費も大型事業の終了や平成16年度台風災害復旧事業の終了に伴い大幅な減となったことから、歳出規模は3年連続で減少している。

なお、義務的経費は、3年連続で減少（0.5%減、57億円減）したものの、歳出規模の減少率が義務的経費の減少率を上回ったため、義務的経費の歳出合計に占める割合は52.0%となり、過去最高となった。

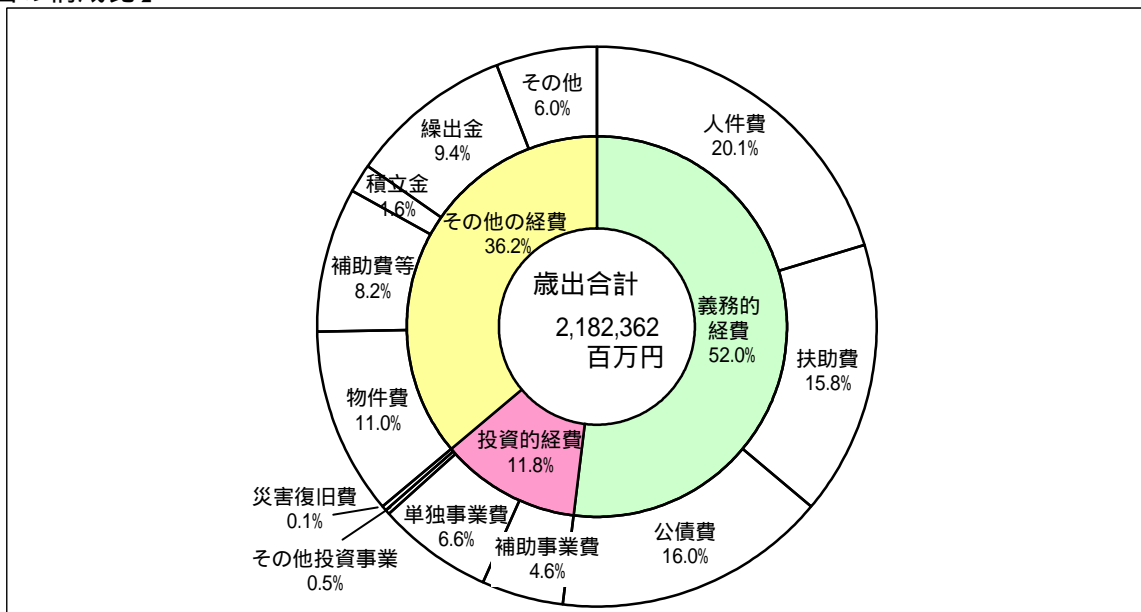
また、投資的経費は、普通建設事業費（単独事業費）の減等により11年連続で減少（7.6%減、211億円減）し、投資的経費の歳出合計に占める割合は11.8%と過去最低となった。

#### 【歳出の内訳】

（単位：百万円、%）

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	1,135,138	52.0	1,140,842	51.8	5,704	0.5
人件費	439,550	20.1	444,075	20.2	4,525	1.0
扶助費	345,732	15.8	330,203	15.0	15,529	4.7
公債費	349,856	16.0	366,564	16.7	16,708	4.6
投資的経費	256,827	11.8	277,948	12.6	21,122	7.6
普通建設事業費	254,785	11.7	269,233	12.2	14,448	5.4
補助事業費	99,833	4.6	98,549	4.5	1,284	1.3
単独事業費	144,667	6.6	161,402	7.3	16,735	10.4
災害復旧事業費	2,041	0.1	8,715	0.4	6,674	76.6
その他経費	790,397	36.2	781,948	35.5	8,449	1.1
歳出合計	2,182,362	100.0	2,200,738	100.0	18,377	0.8

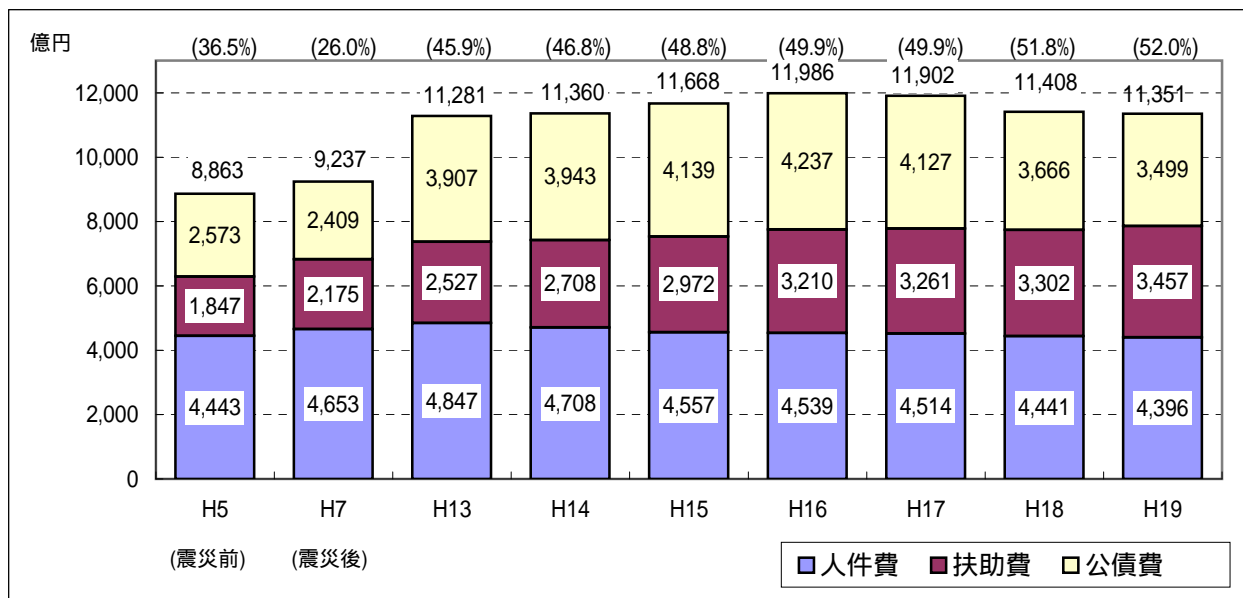
#### 【歳出の構成比】



## (1) 義務的経費

人件費の減（1.0%減、45億円減）、扶助費の増（4.7%増、155億円増）、公債費の減（4.6%減、167億円減）により、義務的経費全体では3年連続で減少し、0.5%減、57億円減の1兆1,351億円となった。

### 【義務的経費の内訳：県計】



( )内は義務的経費の歳出合計に占める割合。  
平成17年度は、震災復興基金の償還費等を除いた額。

### 人件費

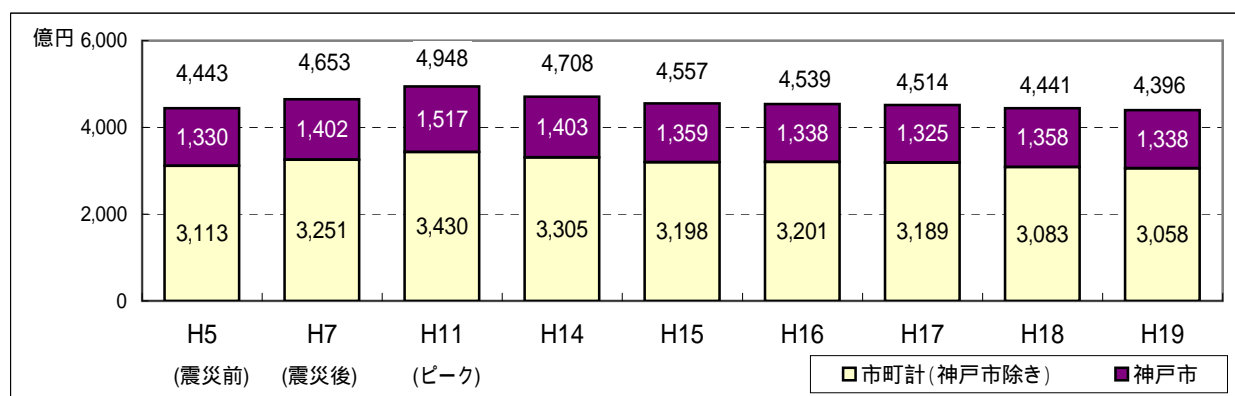
人件費は、団塊の世代の退職等により退職金の増があるものの、給料及び各種手当の見直しや職員数の削減（1,111人）による職員給の減などにより、45億円減の4,396億円となり8年連続で減少。

### 【人件費の内訳】

(単位：百万円、%)

区分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
人件費	439,550	444,075	4,525	1.0
職員給	301,923	310,917	8,994	2.9
退職金	49,469	43,302	6,167	14.2

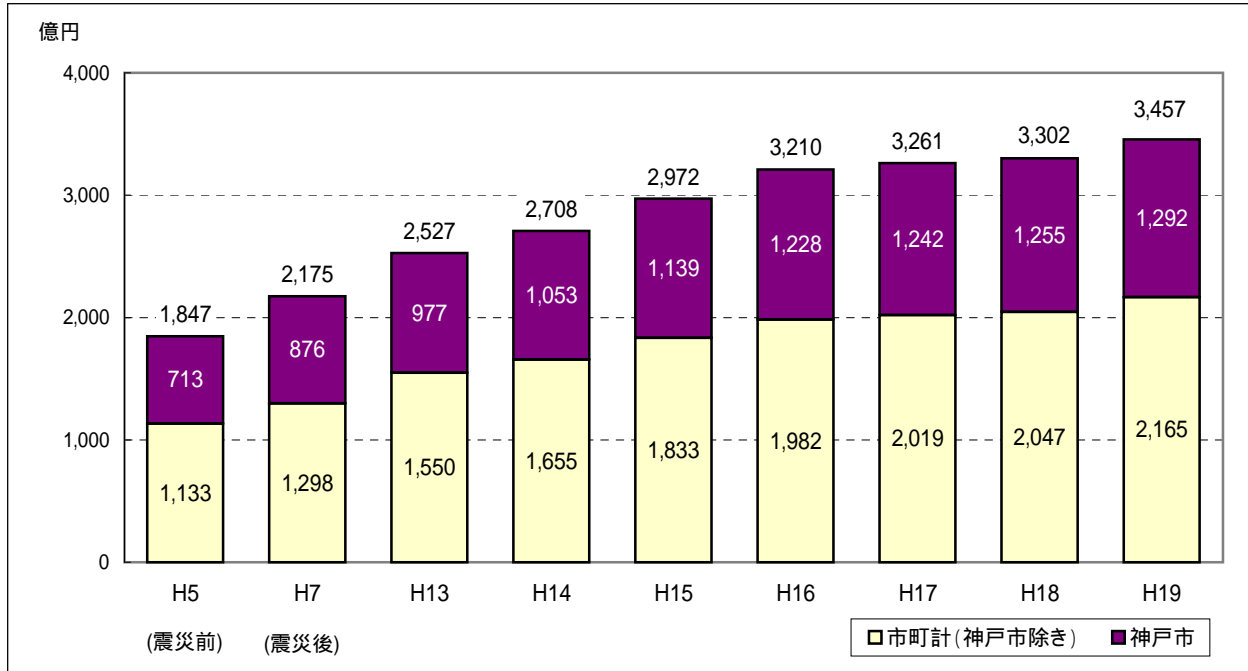
### 【人件費の推移】



## 扶助費

3歳未満の乳幼児加算等に伴う児童手当の拡充等による児童福祉費の増、障害者自立支援給付費の増等による社会福祉費の増等により、扶助費全体で4.7%増、155億円増の3,457億円となった。

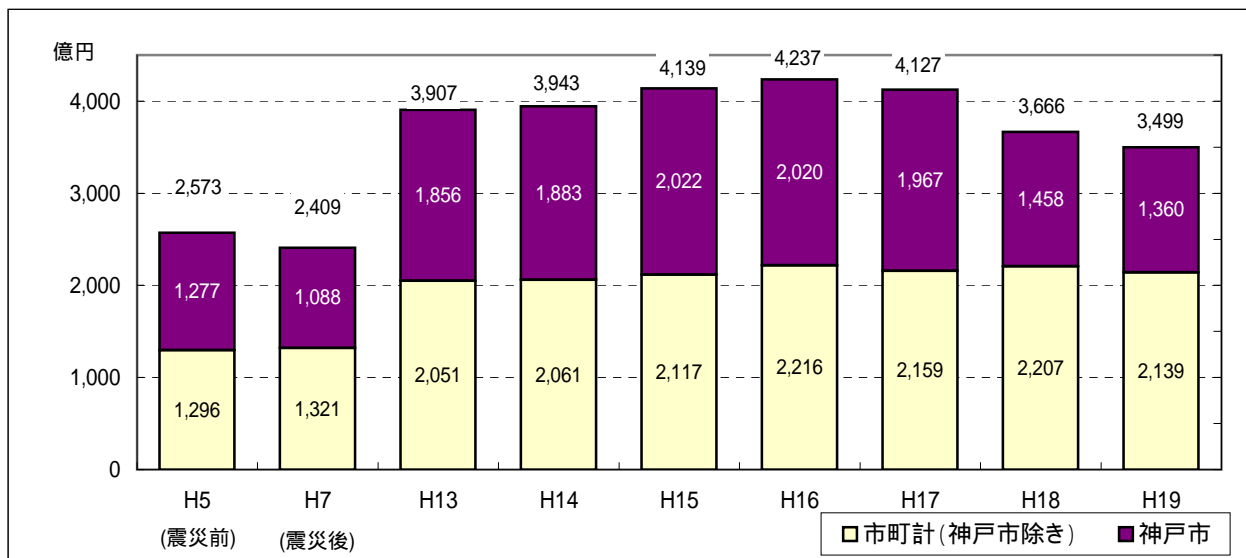
### 【扶助費の推移】



## 公債費

阪神・淡路大震災に係る災害対策債等（平成7年度債、8年度借入）の償還終了に伴う減、地域総合整備事業債の償還の進捗による減等により、4.6%減、167億円減である3,499億円となった。

### 【公債費の推移】



平成17年度は、震災復興基金の償還費等を除いた額。

## (2) 投資的経費

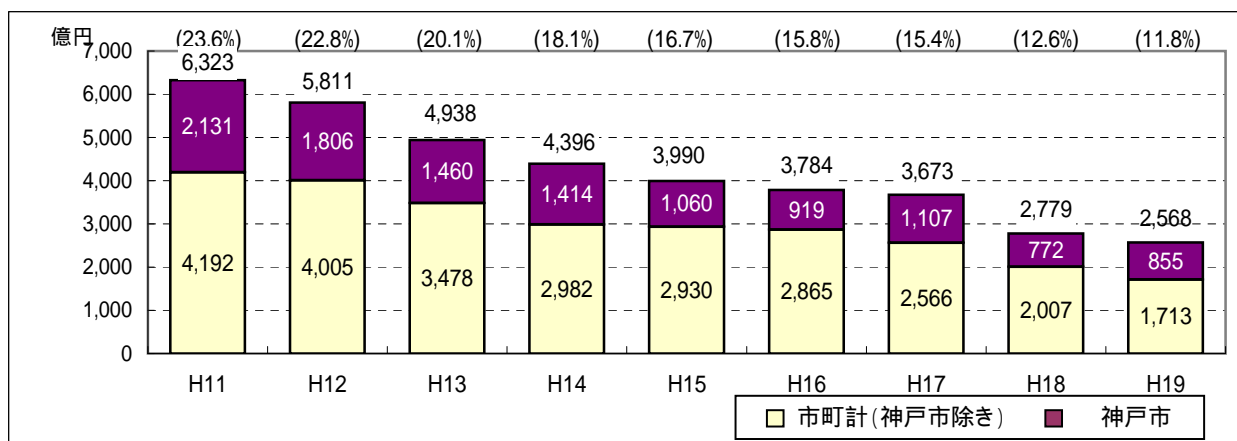
普通建設事業費のうち、特に単独事業費の抑制や洲本市・淡路市等での平成16年度台風災害に係る災害復旧事業が終了したこともあり、7.6%減、211億円減の2,568億円となった。

### 【投資的経費の内訳】

(単位：百万円、%)

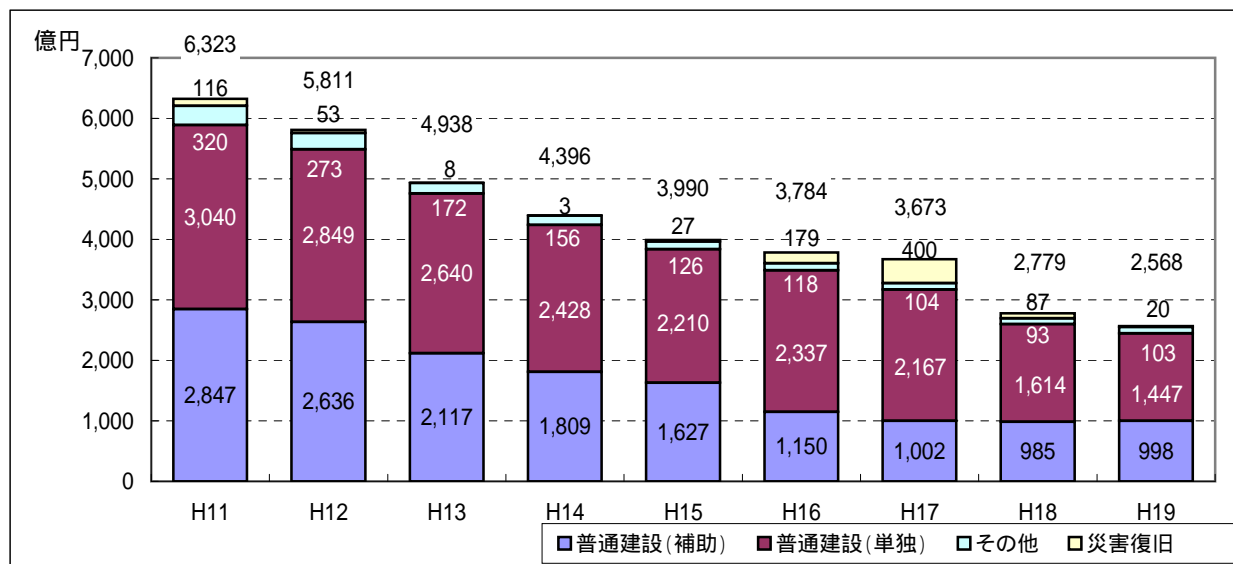
区 分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100
投資的経費	256,827	277,948	21,122	7.6
普通建設事業費	254,785	269,233	14,448	5.4
補助事業費	99,833	98,549	1,284	1.3
単独事業費	144,667	161,402	16,735	10.4
災害復旧事業費	2,041	8,715	6,674	76.6
補助事業費	1,384	7,507	6,123	81.6
単独事業費	657	1,208	551	45.6

### 【投資的経費の推移】



( )内は投資的経費の歳出合計に占める割合。

### 【投資的経費の内訳：県計】



### (3) その他経費

物件費は、施設管理等の業務委託の増等により、2.6%の増、61億円の増となった。

補助費等は、西宮市の下水道事業会計が法適用に変更になったこと（繰出金 補助費等約70億円）や神戸市における公債基金繰替運用の償還等に伴い、7.3%の増、122億円の増となった。

積立金は、減債基金の積立が減少したこともあり、8.0%の減、30億円の減となった。

繰出金は、上記の西宮市の下水道事業の法適用への変更等に伴う下水道事業会計への繰出金の減等もあり、1.6%減、34億円の減となっている。

#### 【その他経費の内訳】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 a	平成18年度 b	増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
物件費	239,687	233,589	6,098	2.6
維持補修費	17,322	17,647	325	1.8
補助費等	179,844	167,683	12,161	7.3
積立金	34,659	37,692	3,034	8.0
財政調整基金	9,589	8,757	832	9.5
減債基金	7,129	12,295	5,166	42.0
その他特定目的基金	17,940	16,640	1,301	7.8
投資及び出資金・貸付金	112,917	115,978	3,060	2.6
繰出金	205,968	209,359	3,391	1.6
うち下水道事業会計	57,703	64,562	6,859	10.6
うち国民健康保険事業会計	49,280	45,487	3,794	8.3
うち老人保健医療事業会計	36,254	35,111	1,143	3.3
うち介護保険事業会計	46,317	44,916	1,401	3.1
その他経費 計	790,397	781,948	8,449	1.1



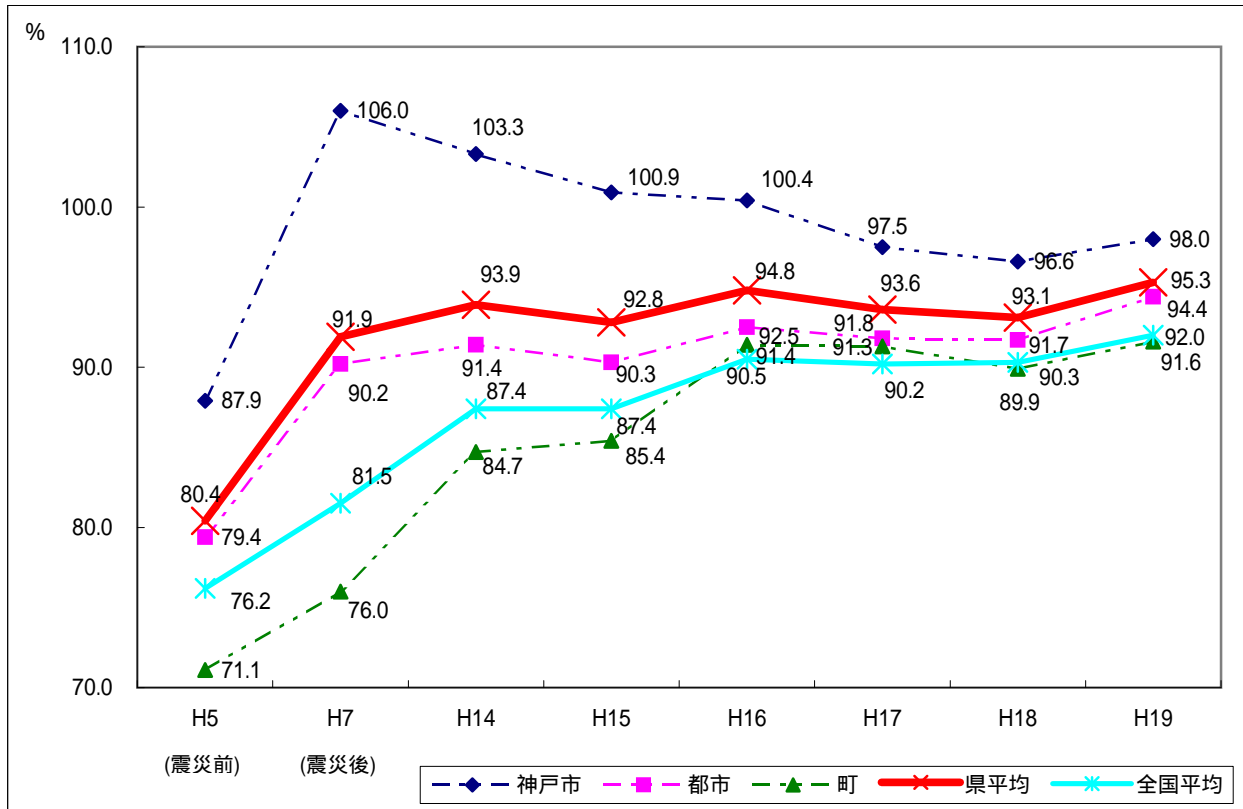
## 4 財政構造の状況

### (1) 経常収支比率

経常収支比率の県内市町平均は95.3%となり、前年度に比べ2.2ポイント悪化した。これは、歳出では、行財政改革による人件費の減や公債費等の減により経常経費充当一般財源が減少（202億円）したものの、歳入では税源移譲等による地方税の増を上回る地方交付税や地方特例交付金の減等もあり、経常一般財源等が減少（522億円）ことが影響している。

また、団体別では昨年度より改善した団体が5団体、悪化した団体が36団体となった。

#### 【経常収支比率の推移】



#### 【経常収支比率 段階別団体数の状況】

	平成19年度				平成18年度			
	大都市	都市	町	合計	大都市	都市	町	合計
100%以上	(1)	1 (12)	(1)	1 (14)	(1)	(9)	(3)	(13)
95%以上 100%未満	1	13 (14)	1 (6)	15 (20)	1	9 (9)	1 (2)	11 (11)
90%以上 95%未満		12 (1)	7 (5)	19 (6)	11 (9)	3 (7)	14 (16)	
85%以上 90%未満		2 (1)	4	6 (1)	7	7	14	
80%以上 85%未満					1 (1)	1	2 (1)	
75%以上 80%未満								
70%以上 75%未満								
70%未満								
計	1 (1)	28 (28)	12 (12)	41 (41)	1 (1)	28 (28)	12 (12)	41 (41)

#### 【比率の高い上位10団体】

[19年度]		[18年度]	
芦屋市	103.5	宍粟市	98.4
宝塚市	98.8	洲本市	97.8
洲本市	98.4	芦屋市	97.6
三田市	98.3	篠山市	97.2
宍粟市	98.2	尼崎市	96.8
神戸市	98.0	神戸市	96.6
篠山市	97.7	宝塚市	95.9
淡路市	97.4	西宮市	95.6
尼崎市	97.1	香美町	95.6
香美町	96.9	相生市	95.4

( )内の数値は、減収補てん債特例分(減税補てん債)及び臨時財政対策債を除いた場合の数値。

(2) 健全化判断比率（4指標）

健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数・団体名

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	香美町 27.4%	淡路市 371.0%

財政再生基準以上の団体はなし。

県内市町の概況

実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなく、実質赤字額は全ての市町でなし。

連結実質赤字比率

早期健全化基準以上の団体はなく、連結実質赤字額があるのは高砂市のみ。

また、公営事業会計合計で赤字が生じている団体は2団体（高砂市、香美町）。

【各会計の状況（主なもの）】

団体数/会計	一般会計等	公営事業会計						連結
		病院	市場	交通	国民健康保険 事業会計	駐車場	計	
黒字又は資金剰余	41	13	8	3	34	12	39	40
赤字又は資金不足	-	9	1	2	7	3	2	1
合計	41	22	9	5	41	15	41	41

【上記の公営事業会計で資金不足又は赤字が生じている団体】

病院（9団体）：神戸市、西宮市、相生市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、たつの市、香美町  
 市場（1団体）：伊丹市  
 交通（2団体）：神戸市、明石市  
 国民健康保険（7団体）：明石市、洲本市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、香美町  
 駐車場（3団体）：姫路市、伊丹市、加古川市

実質公債費比率

県内市町平均（3ヶ年平均）は14.6%となり、昨年度に比して6団体少ない13団体が18.0%以上（地方債許可団体）となった。

なお、18.0%未満となった団体について、算定方法の変更に伴い都市計画税の公債費充当分が特定財源として控除されたことが、比率低下の主な要因となっている。

早期健全化基準25.0%超過団体：1団体（香美町）

【段階別団体数の状況】

	平成19年度				平成18年度				増減			
	大都市	都市	町	合計	大都市	都市	町	合計	大都市	都市	町	合計
25%以上			1	1		1	1	2		1	0	1
18%以上25%未満		10	2	12	1	14	2	17	1	4	0	5
18%未満		19	9	28		13	9	22		6	0	6
計	0	29	12	41	1	28	12	41	1	1	0	0

新たに18.0%以上となった団体：篠山市、新温泉町（計2団体）  
 新たに18.0%未満となった団体：神戸市、西宮市、相生市、赤穂市、三木市、高砂市、三田市、上郡町（計8団体）

【18年度又は19年度決算での実質公債費比率が18.0%以上の団体】

(単位: %)

団体名	19年度決算 (H17～19 平均) A	18年度決算 (H16～18 平均) B	対前年度 増 減	
			C = A - B	都市計画税 課税団体
神戸市	17.1	22.3	5.2	
西宮市	13.7	22.4	8.7	
芦屋市	20.0	26.4	6.4	
相生市	16.1	19.8	3.7	
豊岡市	18.2	19.7	1.5	
赤穂市	16.0	22.0	6.0	
三木市	14.1	18.4	4.3	
高砂市	12.4	19.0	6.6	
三田市	14.3	18.2	3.9	
加西市	20.8	21.1	0.3	
篠山市	19.5	17.9	1.6	
養父市	22.5	21.4	1.1	
南あわじ市	19.9	19.3	0.6	
朝来市	19.7	18.2	1.5	
淡路市	24.0	24.2	0.2	
宍粟市	19.0	19.7	0.7	
加東市	19.4	20.7	1.3	
神河町	22.2	21.5	0.7	
上郡町	17.4	19.5	2.1	
香美町	27.4	29.4	2.0	
新温泉町	18.3	17.9	0.4	
18%以上の 団体数	13	19	6	-

将来負担比率

県内市町平均は、155.3%であり、県内平均を上回った団体は21団体、下回った団体は19団体となっている。

早期健全化基準350.0%超過団体：1団体（淡路市）

【段階別団体数の状況】

	平成19年度			
	大都市	都市	町	合計
350%以上		1		1
250%以上350%未満		2	1	3
150%以上250%未満	1	12	5	18
50%以上150%未満		11	4	15
50%未満		2	2	4
計	1	28	12	41

(3) 資金不足比率

高砂市、香美町、西宮市の各病院事業会計等が経営健全化基準（20.0%）を超過しているものの、20年度に経営健全化に向けた取組実施、公立病院特例債（ ）の活用等により、20年度決算において全て20%未満となり、経営健全化団体とはならない見込み。

公立病院特例債：  
病院事業において、19年度末の資金不足比率が10%以上の団体を対象とし、医師不足等により16～19年度に発生した資金不足を長期債務に振り替え、その計画的な解消を図ることができるよう、20年度に限り発行が認められるもの。

【県内市町の健全化判断比率一覧】

(単位: %)

市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		(参考) 黒字比率	(参考) 早期健全化 黒字比率	順位	順位	順位	順位
神戸市	-	36.24	16.25	17.1	25	177.5	25
姫路市	-	15.73	16.25	11.0	9	104.9	7
尼崎市	-	11.09	16.25	10.1	6	217.2	32
明石市	-	9.23	16.25	9.1	5	94.2	6
西宮市	-	7.37	16.25	13.7	12	116.2	14
洲本市	-	3.77	17.93	17.2	27	219.7	34
芦屋市	-	8.31	17.23	20.0	36	216.7	31
伊丹市	-	6.16	16.52	8.7	2	116.1	13
相生市	-	5.35	18.70	16.1	21	203.0	28
豊岡市	-	13.83	16.95	18.2	29	153.5	20
加古川市	-	16.61	16.30	10.9	8	112.4	11
赤穂市	-	25.04	18.05	16.0	19	273.5	39
西脇市	-	4.93	18.21	14.9	16	129.3	16
宝塚市	-	11.14	16.42	8.8	3	107.4	8
三木市	-	19.12	17.56	14.1	13	75.2	5
高砂市	-	7.45	17.46	12.4	10	135.6	17
川西市	-	9.45	16.92	10.1	6	186.7	27
小野市	-	74.85	18.18	14.2	14	1.3	3
三田市	-	27.16	17.34	14.3	15	40.5	4
加西市	-	10.38	18.10	20.8	37	183.8	26
篠山市	-	10.65	17.73	19.5	33	298.8	40
養父市	-	9.55	18.03	22.5	39	244.5	36
丹波市	-	16.04	17.31	16.0	19	110.5	10
南あわじ市	-	16.34	17.77	19.9	35	245.5	37
朝来市	-	10.97	18.01	19.7	34	166.2	22
淡路市	-	6.76	17.64	24.0	40	371.0	41
宍粟市	-	20.59	17.82	19.0	31	204.5	29
加東市	-	30.12	18.15	19.4	32	109.6	9
たつの市	-	8.36	17.47	15.2	17	168.7	23
猪名川町	-	6.39	19.27	8.9	4	-	2
多可町	-	14.74	18.94	16.7	22	( 82.1)	12
稲美町	-	13.60	19.27	13.6	11	120.0	15
播磨町	-	25.26	19.31	4.8	1	-	1
市川町	-	23.62	20.00	17.1	25	219.0	33
福崎町	-	16.11	20.00	16.7	22	164.5	21
神河町	-	33.70	19.91	22.2	38	210.3	30
太子町	-	14.94	19.28	16.9	24	144.8	19
上郡町	-	12.28	20.00	17.4	28	233.2	35
佐用町	-	6.37	18.70	15.4	18	142.6	18
香美町	-	0.34	18.69	27.4	41	271.7	38
新温泉町	-	16.31	19.44	18.3	30	173.2	24
市平均	-	20.20	-	14.5	-	157.1	-
市平均(神戸市除)	-	12.63	-	13.2	-	147.6	-
町平均	-	14.12	-	16.2	-	126.5	-
県平均	-	19.85	-	14.6	-	155.3	-
県平均(神戸市除)	-	12.75	-	13.5	-	145.9	-

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字比率をマイナスで表示。(赤字が生じない団体は「-」で表示)

注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「-」で表示。(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

注3 平均は、加重平均による。

【県内市町等の資金不足比率の状況】

団体	事業	H19年度		今後の対応等
		資金不足額 (百万円)	資金不足比率 (%)	
神戸市	交通(自動車)	1,210	9.5	
	病院	4,023	13.8	
明石市	交通(自動車)	23	2.9	
西宮市	病院	877	21.7	独自の経営健全化対策により、資金不足比率を減少させる予定。
伊丹市	市場	20	34.8	H18年度に青果卸業者が撤退し資金不足が発生したが、新規業者からの使用料確保等により、H22年度には資金不足解消見込み。
相生市	病院	18	3.5	
西脇市	病院	266	5.5	
三木市	病院	325	6.6	
高砂市	病院	2,675	58.6	H20年度に公立病院特別債を活用し、資金不足比率を減少させる予定。
川西市	病院	607	14.9	
たつの市	病院	104	6.4	
香美町	病院	417	51.8	H20年度に公立病院特別債を活用し、資金不足解消見込み。

【参考】平成19年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覽表

(単位：百万円、%)

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高		地方債		経常収支比率	標準財政規模 + 臨時財政対策債 行可能額		
	増減率	増減率	増減率	増減率			現在高	増減率	増減率					
1神戸市	746,090	0.4	738,002	0.8	221	14	41,240	7.3	657	1,288,724	4.3	98.0	96.6	390,832
2姫路市	200,010	2.7	191,759	3.4	5,733	510	36,683	4.4	10,127	187,982	0.9	85.5	80.0	114,399
3尼崎市	172,239	0.5	171,642	0.7	285	160	7,167	2.9	1,446	257,489	0.7	97.1	96.8	94,812
4明石市	86,280	1.9	85,129	1.7	951	557	10,498	9.8	4,751	103,437	3.8	94.4	94.2	54,090
5西宮市	148,612	0.9	144,952	0.6	3,603	3,406	16,061	21.6	7,635	201,879	6.5	96.9	95.6	93,422
6洲本市	23,830	10.1	23,589	10.4	201	341	1,841	33.5	726	45,109	0.8	98.4	97.8	13,226
7芦屋市	40,425	5.1	39,705	5.2	134	25	22,171	2.2	6,975	96,994	4.9	103.5	97.6	22,975
8伊丹市	59,435	1.3	58,617	0.8	694	221	5,305	10.6	3,013	66,065	1.1	96.5	95.4	37,781
9相模原市	12,339	9.0	11,936	10.0	349	176	3,255	13.1	1,602	16,663	4.8	96.2	95.4	8,177
10豊岡市	45,979	7.1	45,278	5.7	670	402	12,426	21.9	3,871	66,497	1.2	92.3	89.2	27,224
11加古川市	74,269	0.6	73,783	0.6	412	715	13,425	14.8	4,370	83,746	0.4	93.2	86.6	46,996
12赤穂市	18,605	1.4	18,460	1.1	142	564	1,869	27.0	448	26,617	7.2	94.5	90.3	12,012
13西脇市	17,978	6.6	17,705	8.8	229	313	4,649	3.4	2,464	15,306	0.2	94.1	90.1	10,809
14宝塚市	65,241	3.0	64,275	2.4	485	163	10,942	9.0	3,932	85,172	3.9	98.8	95.9	41,362
15三木市	29,667	8.6	29,540	9.2	68	459	7,146	14.4	2,672	36,885	2.0	94.9	93.6	18,620
16高砂市	29,772	1.1	29,181	0.5	591	75	3,216	20.4	3,005	28,449	5.6	91.1	91.2	20,360
17川西市	43,084	0.2	42,798	1.1	176	148	4,323	14.0	519	53,796	1.9	95.8	94.0	27,756
18小野市	17,594	4.1	17,335	3.4	233	563	7,883	3.2	3,296	14,984	6.5	92.4	91.2	11,041
19三田市	32,717	17.0	32,320	17.0	257	372	17,150	0.5	5,706	46,387	3.7	98.3	94.9	21,694
20加西市	18,618	5.9	18,456	5.9	122	496	2,567	22.7	1,277	17,954	7.3	96.5	89.3	11,642
21篠山市	22,563	0.2	22,167	0.4	382	167	6,592	2.1	2,331	48,207	7.1	97.7	97.2	15,743
22養父市	18,854	13.0	18,261	12.9	578	659	3,096	8.5	2,097	34,195	8.6	94.1	92.9	12,220
23丹波市	34,081	2.8	32,565	2.6	1,246	667	13,333	12.7	5,972	42,833	2.5	89.7	89.9	22,044
24南あわじ市	26,924	5.9	26,442	4.2	449	399	4,757	7.6	1,037	45,610	1.1	91.7	87.8	15,157
25朝来市	20,019	16.4	19,695	16.5	242	101	8,694	3.7	4,310	34,031	3.1	94.6	87.6	12,367
26淡路市	27,664	16.0	27,152	15.5	252	380	3,225	13.0	982	60,500	4.8	97.4	93.9	17,126
27宍粟市	22,623	0.4	22,171	0.2	422	100	5,105	4.3	1,334	32,690	3.2	98.2	98.4	14,445
28加東市	18,425	11.9	17,646	11.9	766	81	5,172	11.3	2,796	18,795	0.4	95.1	90.9	11,200
29たつの市	32,197	0.6	31,934	0.8	230	494	8,675	4.0	2,812	39,710	0.0	91.8	88.2	20,327
30猪名川町	9,078	7.4	8,863	5.4	96	73	5,144	1.9	2,230	8,863	4.8	89.9	88.5	6,395
31多可町	12,333	2.5	11,991	3.6	319	260	6,190	7.2	2,640	18,392	0.8	93.2	89.3	7,317
32稲美町	9,030	8.2	8,858	8.3	165	198	1,794	10.0	1,034	8,358	1.6	89.1	86.9	6,410
33播磨町	9,092	5.7	8,480	4.2	570	403	6,665	5.5	5,030	9,256	3.7	90.1	86.5	6,312
34市川町	5,136	2.6	5,022	2.2	80	9	828	0.6	655	8,264	7.0	90.8	87.6	3,760
35福崎町	6,562	3.8	6,397	3.2	162	56	1,233	3.7	735	9,730	2.2	86.0	84.7	4,696
36神河町	8,044	10.2	7,627	12.6	128	83	1,614	6.2	327	11,750	5.1	94.5	94.4	5,133
37太市町	8,248	5.2	8,025	5.8	221	137	1,823	5.3	938	9,367	5.1	89.5	89.4	6,376
38上郡町	9,228	25.5	8,612	22.6	120	730	1,343	180.5	1,323	10,947	1.5	91.4	85.6	4,784
39佐用町	13,921	7.8	13,840	7.5	60	264	7,215	7.4	2,617	19,314	1.3	90.8	91.6	8,192
40香美町	12,646	16.2	12,237	17.1	386	276	892	22.6	356	22,768	6.1	96.9	95.6	8,253
41新温泉町	9,969	3.9	9,911	2.5	36	7	880	55.8	457	15,902	1.5	94.2	94.6	6,011
市計(神戸市含)	2,106,136	1.3	2,072,496	0.6	20,123	1,740	288,463	1.2	92,162	3,076,707	3.4	95.5	93.3	1,219,658
市計(神戸市除)	1,360,045	1.7	1,334,494	1.4	19,902	1,727	247,223	0.3	91,505	1,870,983	2.8	94.4	91.7	829,026
町計	113,287	4.6	109,865	4.6	2,344	565	35,622	2.7	18,341	152,910	2.8	91.6	89.9	73,639
計	2,219,422	1.4	2,182,362	0.8	22,468	2,305	324,085	1.4	110,503	3,229,617	3.4	95.3	93.1	1,293,497
県計(神戸市除)	1,473,332	1.9	1,444,359	1.6	22,246	2,292	282,845	0.6	109,846	1,960,894	2.8	94.1	91.6	902,665

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

## 用語集

### 1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額 (任意に行ったもの) - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な黒字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

### 2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p>                     〔                      経常経費：人件費、扶助費、公債費等                      経常一般財源：地方税、普通交付税、                      地方譲与税 等                      〕                 </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19では減税ほてん債に替えて減収ほてん債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>

### 3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[ \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額}$

4 その他(つづき)

項目	説明																		
<p>臨時財政対策債</p>	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。(平成21年度まで)</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債(又は臨時財政対策債発行可能額)は、通常の地方債とは異なり、各指標(経常収支比率、実質公債費比率等)の算定において一般財源として取り扱う。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15~H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方交付税総額</td> <td>                     国税5税分                      その他                      特会借入 国負担分 (1/2)                      特会借入 地方負担分 (1/2)                 </td> <td>                     国税5税分                      その他                      一般会計 特例加算 (1/4)                      特会借入 国負担分 (1/4)                      特会借入 地方負担分 (1/4)                 </td> <td>                     国税5税分                      その他                      一般会計 特例加算 (3/8)                      特会借入(国負担分) (1/8)                      特会借入(地方負担分) (1/8)                 </td> <td>                     国税5税分                      その他                      一般会計 特例加算 (1/2)                 </td> <td>                     国税5税分                      その他                 </td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td></td> <td>臨時財政対策債 (1/4)</td> <td>(3/8)</td> <td>(1/2)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	H14	H15~H18	H19	地方交付税総額	国税5税分 その他 特会借入 国負担分 (1/2) 特会借入 地方負担分 (1/2)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/4) 特会借入 国負担分 (1/4) 特会借入 地方負担分 (1/4)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (3/8) 特会借入(国負担分) (1/8) 特会借入(地方負担分) (1/8)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/2)	国税5税分 その他	臨時財政対策債		臨時財政対策債 (1/4)	(3/8)	(1/2)	
	H12	H13	H14	H15~H18	H19														
地方交付税総額	国税5税分 その他 特会借入 国負担分 (1/2) 特会借入 地方負担分 (1/2)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/4) 特会借入 国負担分 (1/4) 特会借入 地方負担分 (1/4)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (3/8) 特会借入(国負担分) (1/8) 特会借入(地方負担分) (1/8)	国税5税分 その他 一般会計 特例加算 (1/2)	国税5税分 その他														
臨時財政対策債		臨時財政対策債 (1/4)	(3/8)	(1/2)															

## 《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

### 基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準( 値)」、「財政再生基準( 値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準( 値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準( 値)	財政再生基準( 値)
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25 ~ 15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25 ~ 20.0%	30.0% 〔 20、21年度は40.0% 22年度は35.0% 〕
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	

(別表2)

	経営健全化基準( 値)
資金不足比率	20.0%

### 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額



$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。